

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 保険金を支払う場合の限定特約条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する「身体の障害」は、特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限るものとし、指定感染症として指定された時が、保険証券記載の被保険者の被用者が発病した時より前であるか否かを問いません。）をいいます。）を被ることをいい、これに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。

### 第2条（休業補償保険金）

- (1) 当社が普通約款第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合—その1）（1）の規定に基づき休業補償保険金を支払うのは、保険証券記載の被保険者の被用者が業務上の事由により特定感染症を被り、その療養のために4日間以上休業した場合に限ります。
- (2) 当社が支払う休業補償保険金の額は、1被用者につき 30万円 とします。

### 第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。